第四章　申告、納付及び還付等
　第一節　中間申告（第十六条―第十八条）
　第二節　確定申告（第十九条）
　第三節　納付（第二十条・第二十一条）
　第四節　還付（第二十二条・第二十三条）
　第五節　更正の請求の特例その他（第二十四条―第二十九条）
第五章　雑則（第三十条―第三十二条）
第六章　罰則（第三十三条―第三十七条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、地方交付税の財源を確保するための地方法人税について、納税義務者、課税の対象、税額の計算の方法、申告及び納付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　内国法人　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三号に規定する内国法人をいう。

二　外国法人　法人税法第二条第四号に規定する外国法人をいう。

三　人格のない社団等　法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。

四　被合併法人　法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人をいう。

五　合併法人　法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。

六　連結親法人　法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。

七　連結子法人　法人税法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。

八　連結法人　法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。

九　連結完全支配関係　法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。

十　適格合併　法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。

十一　連結所得　法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。

十二　事業年度　法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。

十三　連結事業年度　法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

十四　法人課税信託　法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。

十五　地方法人税中間申告書　第十六条第一項の規定による申告書をいう。

十六　地方法人税確定申告書　第十九条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

十七　期限後申告書　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

十八　修正申告書　国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

十九　中間納付額　第二十条第一項の規定により納付すべき地方法人税の額（その額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の地方法人税の額）をいう。

二十　更正　国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。

二十一　附帯税　国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。

二十二　充当　国税通則法第五十七条第一項の規定による充当をいう。

二十三　還付加算金　国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。

（法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用）

第三条　人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人とみなして、この法律（第六章を除く。）の規定を適用する。

2　法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の法人税法第四条の六第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律（次条、第八条及び第六章を除く。）の規定を適用する。

3　法人税法第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（納税義務者）

第四条　法人税を納める義務がある法人（以下「法人」という。）は、この法律により、地方法人税を納める義務がある。

（課税の対象）

第五条　法人の各課税事業年度の基準法人税額には、この法律により、地方法人税を課する。

（基準法人税額）

第六条　この法律において「基準法人税額」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一　法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書を提出すべき内国法人　当該内国法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十八条から第七十条の二までの規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）

二　法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書を提出すべき外国法人　当該外国法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第百四十四条の規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）

三　法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書を提出すべき連結親法人　当該連結親法人の法人税の課税標準である各連結事業年度の連結所得の金額につき、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第八十一条の十四から第八十一条の十七までの規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）

四　法人税法第二条第三十四号に規定する退職年金等積立金確定申告書を提出すべき法人　当該法人の法人税の課税標準である各事業年度の退職年金等積立金の額につき、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）

（課税事業年度）

第七条　この法律において「課税事業年度」とは、法人の各事業年度をいう。

（納税地）

第八条　法人の地方法人税の納税地は、当該法人の法人税法第十六条から第十八条までの規定による法人税の納税地とする。

2　法人税法第十九条の規定は、法人税の納税地の指定の処分の取消しがあった場合における地方法人税について準用する。

第二章　課税標準

第九条　地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とする。

2　各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額とする。

第三章　税額の計算

（税率）

第十条　地方法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に百分の四・四の税率を乗じて計算した金額とする。

2　前項の場合において、法人の各課税事業年度の基準法人税額に法人税法第六十七条第一項又は第八十一条の十三第一項の規定により加算された金額がある場合には、前項の課税標準法人税額は、当該基準法人税額から当該加算された金額を控除した金額とする。